

平成27年度から

# 介護保険料が変わります



65歳以上の方の介護保険料は、市が3年ごとに見直しを行っており、本年度はその見直しの年にあたります。サービスを利用する方の増加や、介護保険制度の改正に伴い、65歳以上の負担割合が1%引き上げられたことなどにより、保険料を見直しました。

また、費用負担の公平化と低所得者の負担軽減を図るため、所得段階の細分化も行いました。

保険料の見直しは、介護保険事業計画策定委員会で協議を行い、平成27年度から平成29年度までの3年間に、どの種類のサービスをどの程度利用するかを見込み、そのために必要となる費用総額の概ね22%を65歳以上の方の人数で割り返して、一人当たりの負担額(基準額)を決定しました。

平成24年度～平成26年度まで  
基準額 4,500円



平成27年度～平成29年度まで  
基準額 4,900円

所得段階	対象となる方		平成27年度からの保険料		平成26年度までの年額保険料
			年額保険料	保険料の計算	
第1段階	世帯全員が市民税非課税で	●生活保護の受給者	26,400円	基準額 × 0.45 × 12	第1段階 27,000円
		●高齢福祉年金受給者 ●本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方			第2段階 27,000円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	44,100円	基準額 × 0.75 × 12	第3段階 40,500円
第3段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方			
第4段階	本人が市民税非課税で	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下で、同じ世帯に市民税課税者がいる方	52,900円	基準額 × 0.9 × 12	第4段階 54,000円
第5段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、同じ世帯に市民税課税者がいる方	58,800円	基準額 × 1.0 × 12	
第6段階	本人が市税課税で	本人の合計所得金額が120万円未満の方	70,500円	基準額 × 1.2 × 12	第5段階 67,500円
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	76,400円	基準額 × 1.3 × 12	
第8段階		本人の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	88,200円	基準額 × 1.5 × 12	第6段階 81,000円
第9段階		本人の合計所得金額が290万円以上の方	99,900円	基準額 × 1.7 × 12	

※年額保険料は100円未満切り捨て。

問合せ先 市高齢介護課介護保険グループ